

「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」による
消防機関の指導の際の留意事項

1 訓練実施前の指導上の留意事項

訓練実施前に下記事項について指導すること。

- (1) 消火器の取扱い、自動火災報知設備等の確認方法など基本事項を実施できることを確認した上で、小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル（以下「マニュアル」という。）による訓練を実施すること。

また、基本事項が実施できない場合は、基本事項を習得させた上で、マニュアルによる訓練を行うこと。

- (2) 実際の火災においては、初期消火、避難誘導時の自己の安全確保が重要であることから、安全確保にも十分配慮するよう指導すること。
- (3) マニュアルによる訓練を実施する場合は、消防計画等を尊重すること。
なお、新規に開設する小規模社会福祉施設であって、事業開始前のものについても、このマニュアルに準じた訓練の実施等を指導すること。

- (4) 消防法第8条の防火管理義務対象物以外の小規模社会福祉施設にあっても、避難誘導體制等を実質的に確保し、防火安全対策を講じることが極めて重要であるため、このマニュアルによる指導を行うとともに、消防法第8条に準じた避難誘導體制等の確保を指導すること。

このマニュアルの対応事項が消防計画に盛り込まれていない場合には、小規模社会福祉施設の実態を十分に踏まえたうえで、すべての対応事項を消防計画に盛り込むよう指導すること。

2 訓練実施時の留意事項

訓練実施時に下記事項に留意すること。

- (1) 訓練の実施にあたっては、訓練に参加することに支障がある入所者等もいることに十分留意し、入所者等の体調や参加の可否、訓練指導者を含めた小規模社会福祉施設側の安全管理体制等を確認すること。
- (2) 入所者等の参加の代わりに職員等による代役やダミー人形の使用が行われる場合には、実際の入所者等が避難する状況が可能な限り再現されるように工夫すること（実際の入所者等の歩行速度等を可能な限り再現する、ダミー人形を使用する場合にも実際の入所者等を介助する場合に必要な安全確認手順等を省略しない等）。
- (3) 適当な場所に計測担当者を配置し、火災室及び建物全体における対応行動に係る時間を計測するとともに、対応事項が適切に行われているか確認すること。
- (4) 自力避難困難者の搬送にあたっては、搬送に無理がないか、実態に即しているかを確認し、改良の余地のあるものについては、その旨関係者に説明すること。
- (5) 施錠、出入口・防火戸の扉開閉等については、夜間の状況を再現して行うこと。

- (6) 火災室の区画については、出入口等の閉鎖の時期及び閉鎖状況も確認すること。
- (7) 近隣協力者がいる場合には、通報連絡手順を確認し、小規模社会福祉施設の火災時の対応計画や建物内部の状況を把握することができる等の訓練参加による利点が大きいため、積極的な参加を指導すること。

3 訓練実施後の指導

訓練実施後に下記事項について指導すること。

- (1) 効果確認時に、対応行動のうちの適切に行われなかった部分について改善を指導すること。
また、避難目標時間内に対応行動のすべてを完了することができなかつた場合は、その要因を検討し対応行動に要する時間の短縮のため改善を図るよう指導すること。
- (2) 改善を行った後に再度効果確認を行い、避難目標時間内に対応行動のすべてを完了することができなかつた場合は、対応行動に要する時間の更なる短縮その他防火安全対策の効果向上のため継続して改善を図ること。
- (3) 効果確認後は、一定期間ごとにこのマニュアルに基づく見直し訓練を継続して実施するとともに、小規模社会福祉施設の事情変更があつた場合にも訓練を行うよう指導すること。
- (4) 避難目標時間の計測による効果確認のほかにも、想定した出火点以外の場所から出火した場合の避難経路・方法等の検討、停電等に備えた誘導灯・非常照明等の設置、避難した後の入所者等の安全確保策の検討等を行うよう指導すること。
また、繰り返し訓練を行う場合は、想定する出火点を変更することも考慮し指導すること。

4 その他

このマニュアルによる訓練・検証等の指導のほか、防火安全対策の指導を行うこと。